

こ支家第 1 8 7 号
令和 6 年 3 月 2 9 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長 殿
各 中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。）と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等について、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行う妊産婦等生活援助事業を創設し、その内容については、「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和 6 年 3 月 29 日付けこ支家第 184 号こども家庭庁支援局長通知）により通知したところである。

このため、「改正児童福祉法施行に向けた妊産婦等支援の実態把握等に関する調査研究」において作成した「妊産婦等生活援助事業ガイドライン（案）」を踏まえ、妊産婦等生活援助事業を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、妊産婦等生活援助事業の業務内容や実施体制等について具体的に示した「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」を別添のとおり策定したので、通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市の長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

(別添)

妊産婦等生活援助事業ガイドライン

令和6年3月

目次

はじめに	2
1. 「妊産婦等生活援助事業」の創設の背景・目的.....	2
2. 本ガイドラインの位置づけ	3
第1章 事業概要	4
1. 事業の目的	4
2. 対象者	4
3. 支援の内容	5
第2章 実施体制等	12
1. 実施体制	12
2. 職員配置	12
3. 連携支援	14
(i) 関係機関と連携した体制構築	14
(ii) 連携の留意点	15
第3章 妊産婦等生活援助事業の流れ	16
1. 支援の流れ	16
2. 対象者とのコンタクト	17
(i) 対象の把握方法	17
(ii) 留意事項	18
3. アセスメント	19
(i) 対象者把握時	19
(ii) 支援計画策定時	19
4. 支援計画の策定	20
5. 支援実施	21
6. 支援終了判断及びアフターケア等	21
第4章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策	23
1. 施設及び設備	23
2. 衛生管理及び安全対策	24
第5章 職場倫理及び事業内容の向上	26
1. 職場倫理と法令遵守	26
2. 要望及び苦情への対応	26
3. 事業内容向上への取り組み	26
第6章 届出等	30

はじめに

1. 「妊産婦等生活援助事業」の創設の背景・目的

予期せぬ妊娠をはじめとする、支援の必要性の高い妊産婦等に対する支援として、「産前・産後母子支援事業」を平成29年度よりモデル的に実施し、令和元年度に全国展開を図るとともに、「特定妊婦等支援臨時特例事業」を令和3年度より実施してきたところであり、それぞれの事業内容は以下の通りである。

【産前・産後母子支援事業】

妊娠期から、出産後の養育への支援が必要と認められる妊産婦等への支援体制を強化するため、母子生活支援施設や婦人保護施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

【特定妊婦等支援臨時特例事業】

支援の必要性の高い妊産婦等を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦等を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

これら2事業については、制度上に位置付けがない予算事業等での実施がなされていたところである。これについて、令和4年の改正児童福祉法（以下、「改正法」という。）において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的として、令和4年の改正児童福祉法（以下「改正法」という。）において、「妊産婦等生活援助事業」（図表1参照）を都道府県等の事業として位置づけ、令和6年度より施行することとした。

図表 1 妊産婦等生活援助事業

新規 妊産婦等生活援助事業		支援局 家庭福祉課
＜安心こども基金を活用して実施＞		
1 事業の目的		
家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。		
2 事業の概要		
<p>家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、下記の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の状態に応じた支援計画の策定 ○ 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援 ○ 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援 ○ 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携 ○ 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援 <p>⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。</p>		
3 実施主体等		
【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村		
【補助基準額】		
ア 基本分	1 か所当たり 30,250千円	イ 入居機能加算
・ 支援コーディネーター 1人		・ 宿直手当加算 1 か所当たり 1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師 1人		・ 居室稼働加算
・ 母子支援員 1人		居室稼働450人日～900人日の場合 1 か所当たり 6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費		居室稼働901人日以上の場合 1 か所当たり 12,278千円
・ 医療機関連携費用		・ 居室確保加算 1 か所当たり 10,000千円
・ 生活支援費		ウ 休日相談対応体制加算 1 か所当たり 1,300千円
・ デイケア対応費		エ 心理療法連携支援加算 1 か所当たり 887千円
		オ 法律相談連携支援加算 1 か所当たり 887千円
【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2		
国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4		

2. 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、妊産婦等生活援助事業について、事業実施主体が事業を行う際の手引き及び参考として使用されることを目的として、その詳細（対象者、事業内容、設備等）について「妊産婦等生活援助事業の実施について」（令和6年3月29日付けこ支家第184号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「妊産婦等生活援助事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）等を踏まえて示しているものである。このため、事業実施主体となる都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）においては、本ガイドラインを参考に、改正法が施行される令和6年4月以降、体制を整備し運用を進めていただきたい。

なお、以降のページにおいて四角囲みとしているものは、実施要綱の抜粋である。

第1章 事業概要

1. 事業の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

2. 対象者

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童とする。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する特定妊婦
- ② 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦
- ③ その他、都道府県等が必要と認めた者

本事業の対象者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第18項において、家庭生活に支障が生じている特定妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童と規定されている。運用においては、頼るべき親族や居宅等は存在するものの、貧困や、自身及び家族・子の疾患等により産前・産後の生活環境に課題があり、安心して安全かつ健全な生活を営むことが困難な者についても広く対象とする。また、頼ることができないものの親族が存在している場合や、居宅はあるがパートナーとの関係性から安全な生活を送ることが難しい場合、養子縁組によって母子分離した場合などの背景を有する者について支援の対象から除外されて不利益を被ったり、行政や支援機関等との接点を失うことがないよう配慮する必要がある。

また、本事業の対象者の範囲については、対象者の個々の状況に応じて支援の必要性等も変わり得るものであり、地域資源の状況等も踏まえて検討すべきものである。事業実施主体である都道府県等は、産前・産後の状況や、出産するか否かにかかわらず広く対象に含めた上で適切に判断すること。

なお、妊産婦等生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、緊急時等もスムーズに支援を提供できるよう、都道府県等と協議の上、対象者に係る条件等を設定し、あらかじめ事業者が判断できるようにしておくことが望ましい。

3. 支援の内容

本事業で実施する支援の内容は、①利用者の状態に応じた支援計画の策定、②妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援、③入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援、④児童相談所や市町村（こども家庭センター含む。）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携、⑤医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等の同行支援等、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を支援するものである。

(1) 支援計画の策定

ア 対象者に対し、(3)の生活支援を実施する場合には、支援コーディネーター（管理者）は、支援計画を策定するとともに、(2)の相談支援を実施する場合においても、必要があると判断する場合には、支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。その際、対象者の現在の生活状況等を踏まえ、将来の生活設計等を考慮した支援計画とすること。

また、必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）や児童相談所、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえること。

ウ こども家庭センターにおいて、サポートプランが作成されている場合には、その内容を踏まえ、支援計画を策定すること。

エ 対象者が出産後のこどもについて特別養子縁組を希望する場合には、特別養子縁組に向けた取組について支援計画に盛り込み、児童相談所又は養子縁組あっせん機関と連携の上、必要な支援を行うこと。

オ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

カ 支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

(2) 相談支援

ア 相談支援を実施する際は、妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制を整備すること。

また、電話やメール、SNS等による相談や、匿名による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

なお、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

イ 相談支援に当たっては、職員の専門性を活かした助言等を行うこと。

また、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

(3) 生活支援

ア 入居又は通いにより、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事を提供とともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うこと。

イ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

ウ 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

なお、生活する場を提供する場合には、夜間も支援に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

エ 上記に加え、対象者が自立した生活を営むことができるよう、対象者の身体及び精神の状況並びにその他置かれている環境等に応じて適切な支援及び生活指導等を行うこと。

具体的には、次に掲げるものとする。

- ① 健康管理、金銭管理、食事、余暇活用、対人関係その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・支援等
- ② 対象者の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 就業への取組姿勢及び職場の対人関係についての相談・支援等
- ④ 対象者の職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための相談・支援等及び就業先との調整
- ⑤ 支援を終了した者に対する生活相談その他の援助
- ⑥ 関係機関との連携

(4) 休日・夜間相談対応

ア 事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な対象者に対して、適切に相談支援を行うための体制を整備すること。

イ アについては、外部委託により相談を受けることも可能とし、その際、必要に応じて適切な相談・支援等を行える支援コーディネーター（管理者）等に繋ぐこと。

(5) 心理療法連携支援

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理師等を嘱託契約等により配置すること。

(6) 法律相談連携支援

対象者が配偶者からの暴力を訴えている場合や、養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

事業の実施に当たっては、以下の内容を踏まえ、支援内容の求められる背景等や、具体的な実施事例を参考に、対象者の状況に応じた具体的な実施内容を都道府県等や事業所において設定すること。

事業全体を通じた支援内容

相談支援においては、対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録することとしているが、相談支援の際に確認する基礎的事項の例は以下の通りである。また、これらの相談支援に関する記録は、支援の継続性や他機関との連携支援の観点から、一定期間、適切に管理・保管すること。

(参考) 相談支援の際に確認する基礎的事項の例

- 対象者とこどもの氏名、生年月日、住所
- 既往歴、受診先、診断名、通院有無、服薬有無
- 障害者手帳の有無、種類、診断名
- 対象者の収入状況（収入、所持金）
- 入所理由
- 対象者の意向
- 心理所見等も含めた総合アセスメント

生活支援においては、入居又は通いにより、対象者が安心して生活を行うことのできる居場所や食事を提供し、日常生活上の支援を行うこととしている。特に、居住に課題を抱える妊産婦等に、一時的な住まいや食事を提供し、家事等の日常生活上の支援や住まいの確保、就労支援機関の利用など、自立に向けた支援等を行うこと。また、妊婦が既に子どもを持つ母親である場合には、子どもにも配慮すること。

なお、入居による生活の場を提供するに当たっては、妊産婦等生活援助事業所（以下「事業所」という。）のほか、乳児院や母子生活支援施設等の入所施設、民間賃貸住宅等（アパート、マンション等）を活用することが可能であるが、いずれの場合においても、

休日・夜間に対象者からの相談や突発的な事案が起きた際にも対応できる支援体制の確保や、連携が必要な関係機関への報告・連絡・対応の体制を確保できる環境を整えること。

養育に関する相談・助言を行うに当たっては、家庭支援事業など親子分離を予防するために必要な在宅支援サービスの情報提供等を行うことや、代替養育が必要となる際には、対象者の状況や意向に応じて、里親制度や特別養子縁組制度等に関する情報提供等を行うこと。

なお、都道府県等ごとに支援体制や支援内容が異なるため、対象者が必ずしも事業所が所在している都道府県等の管内の居住者ではないケースも発生しうる。対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、出産が迫っている場合や、宿泊場所がないなどの場合で、夜間や休日での他の関係機関の判断を仰いだり、他の支援に迅速につなぐことが難しいなど緊急を要する場合には支援を行うこと。

対象者の居住地以外の都道府県等が一時窓口となった場合でも、居住する自治体への情報提供と支援のつなぎを行うことが対象者の最善の利益と考えられる場合には、個人情報の適切な管理に十分配慮した上で居住する自治体と情報共有を行うこと。

また、他の自治体を含む関係機関の間で情報共有を行うことについては、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、特定妊婦や支援の緊急性の高い場合など、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）や要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で連携し、情報共有を行うこと。

段階別の支援内容

妊娠から出産後までの、段階別の支援内容は以下の通り。

① 産前

予期せぬ妊娠など、妊娠・出産について悩む妊婦のための相談窓口（以下「妊娠 SOS」という。）を開設し、妊娠葛藤相談を実施する。相談等を通じて支援が必要な妊婦を把握した時は、妊婦の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を策定すること。

なお、産前・産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供すること。

ア 相談対応

妊娠葛藤相談とは、産む・産まない、育てる・育てないにかかわらず、相談者の不安や悩み等話を聞き、本人の意向を踏まえつつ、相談者が主体的に選択できるよう、相談者に寄り添いながら相談を実施すること。

この際、困難な状況にある相談者の行動特性等も意識し、電話や SNS・web サイト

等を活用した相談しやすい環境を確保した上で、緊急避妊薬等の情報提供や、多様な選択肢についても情報提供を行うとともに、通所のほか、家庭訪問等による相談支援を行うこと。

また、相談者が相談しやすい環境を整備するためには、本事業について広く周知することが求められるが、当該支援を受けることへの負の感情や拒否感、支援者・周囲からの差別・偏見が生じないように配慮すること。

なお、妊娠葛藤相談においては、相談対応・返答の仕方によっては相談者とのつながりが切れてしまう可能性があるため、葛藤を抱える相談者の心情に寄り添い、支援者から意見を押し付けることや相談者を突き放すことのないよう努めるとともに、支援者は、電話相談と、気軽に24時間相談できるといったSNS相談の特徴の違いも理解の上で、適切な相談支援を行うこと。

イ 関係機関と連携した支援

妊婦がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、当該妊婦等の意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を策定し、産前・産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて関係機関と連携して調整し、支援を提供すること。

その際、当該妊婦等の同意を得て、市区町村（こども家庭センターを含む。）の保健師や児童福祉担当（こども家庭支援員等）と情報共有を行うこと。

なお、特定妊婦の登録が望ましい場合は、市区町村（こども家庭センターを含む。）を通じて、要保護児童対策地域協議会に登録する。当該妊婦の同意が初期の段階では得られない場合であっても、地域における支援体制を構築しながら、同意取得に努めながら支援をしていく必要がある。

また、本事業の特性上、地域外からの相談者や関係機関等から相談を受けるケースが生じることが想定される一方で、当該地域の関係機関との関係構築を日々行うことは困難である。そのため、これらのケースが発生した際には、その都度、本事業の目的等を鑑みた柔軟な対応を行うこと。

ウ 同行支援

相談内容に応じ、医療機関への受診や、妊娠の届出等の市町村の保健・福祉の部署などへの手続に同行する。その際、妊娠判定のための初回受診及び受診費用等への支援が必要である場合は、母子保健施策など他の施策の活用を促す等の対応も考慮すること。

② 産後

産前の支援と同様に、相談対応、関係機関と連携した支援、同行支援、生活支援を行

うこと。ただし産後の場合は、相談内容が育児・養育相談や、自立に向けた相談等が中心になることから、対象者の自立に向けて対象者自身が安定した生活への見通しを描けるように支援を進めること。

ア 相談対応

育児相談・支援、自立に向けた相談（就労相談、養育相談等）等を行うこと。

その際、産後の子育てが不安な場合などにおいては、通所のほか家庭訪問等による相談支援を行うこと。

なお、出産後自ら子どもを育てることができない場合など、代替養育が必要となる場合には、対象者の状況や意向に応じて、児童相談所や民間あっせん機関等と連携し、里親制度等の利用や特別養子縁組に向けた支援を行うこと。

また、必要に応じて保健師等と連携し、避妊に関する知識等について身につくような支援を行うこと。

イ 関係機関と連携した支援の実施

対象者がより良い生活が送れるよう支援することを念頭に、対象者の意向を十分に踏まえた上で、具体的な支援計画を策定し、生活相談、居住支援について、既存資源の活用も含めて関係機関と連携して調整し、支援を提供すること。

なお、産前から本事業を利用している場合であっても、産後の対象者の状態に応じ、適宜支援計画の見直しが必要になること。

また、出産後の母子について、今後の自立した生活を見据え、都道府県等や関係機関と連携して、地域における支援体制を構築すること。

ウ 同行支援

相談内容に応じ、医療機関への受診や、出生届の提出等の市町村の保健・福祉の部署などへの手続きに同行すること。なお、産婦健診や乳幼児健診に対する補助など、母子保健施策も含む他施策の活用を促す等の対応も考慮すること。

③ 自立支援

自立支援の段階においては、状況に応じて支援計画の見直しを行った上で自立に向けた支援を行うこと。

その際、経済的な自立の支援と、生活の自立の支援の双方の面から支援を行うこと。例えば、金銭管理等の支援や、母親の職業能力開発や就労支援、学業支援等を適切に行う。また、公共職業安定所だけでなく、パートバンクや母子家庭等就業・自立支援センター等の、様々な機関を活用し、求人案内の情報提供や同行支援、必要に応じた職場開拓を行うこと。

④ アフターケア

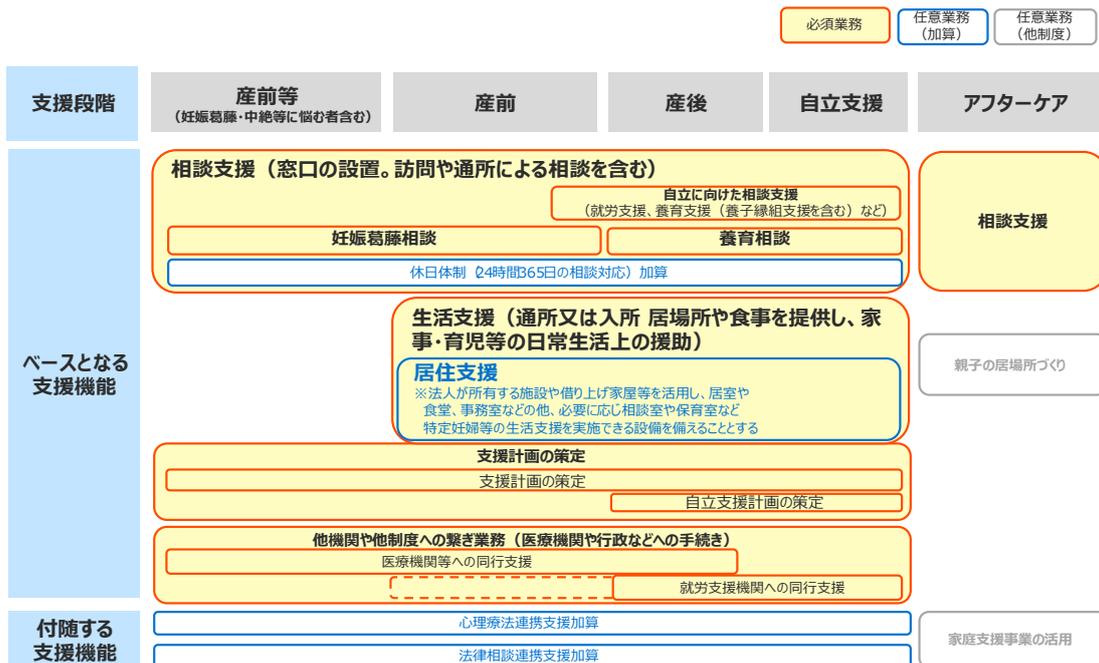
アフターケアは対象者の状況に応じて開始のタイミングが異なるが、自立支援の終了以降における支援とする。

ただし、支援計画上の支援が終了したとしても、支援が完全に途切れてしまうと、支援が必要な状況に戻ってしまう可能性もあることから、定期的な面談等や SNS 等での連絡による見守りや、つながりの維持が求められる。親子の居場所や、子どもを預かる間に相談できるような場等を設け、子育てや育児方法の相談に対応することで、継続的に様子を知ることも有効である。

また、継続的に見守る中で、状況の変化や支援が必要な兆候が見られた際には、再度支援を行うことを検討すること。

なお、市町村と連携して、家庭支援事業を活用し支援することも効果的である。

図表 2 支援の時系列分類



第2章 実施体制等

1. 実施体制

事業の実施主体は都道府県等となるが、事業の担い手は乳児院、母子生活支援施設、産科医療機関、女性自立支援施設、NPO法人等となることが想定される。

各事業者においては、支援コーディネーターや看護師等を配置し、妊娠期から出産後まで継続した支援を行う場合には、以下に掲げた体制を整備して実施すること。

- ・ 相談窓口を設置する。この際、電話やメール及びSNSによる相談や、匿名による相談など、対象者が相談しやすい環境を確保する。
- ・ 対象者への同行や訪問を行い、対象者と関係が切れないようにする。
- ・ 専門性を活かした自立に向けた支援等を行う。
- ・ 緊急的な住まいを提供する。

また、相談と居場所については、必要とされる機能や専門性が異なることや、ニーズに応じて居場所の受け皿拡大を図る場合もあることから、相談の専門性を持った事業者が本事業の届出を行い、居場所機能に関しては他事業者の一部委託をすることや、相談機能と居場所機能の両方を併せ持つ事業者が本事業の届出を行い、居場所を増設するために居室確保加算等を活用して別の事業者の一部委託をするといった方法も考えられる。支援ニーズや活用できる地域の資源等を考慮した上で、柔軟な実施体制を検討すること。

ただし、上記の方法により本事業を実施する場合、本事業の目的である一貫した支援体制の構築（支援者が都度変更となり、対象者との関係構築が断絶する等の事態が生じないようにすること等）が図れるよう留意すること。

2. 職員配置

本事業の実施に当たって、実施要綱に定める職員配置は以下の通りである。

本事業の実施に当たっては、次に掲げる者を配置すること。

- ① 支援コーディネーター（管理者）
- ② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者
- ③ 母子支援員

なお、支援コーディネーター（管理者）とは、妊産婦等生活援助事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定や関係機関との連絡調整を行う者であるため、適切な者であること。

① 支援コーディネーター（管理者）

支援コーディネーター（管理者）とは、実施要綱において「事業所の適切な運営を管理するほか、対象者に対する支援計画の策定や関係機関との連絡調整を行う者である」とされていることから、社会福祉士や精神保健福祉士などのソーシャルワークに精通した母子支援

員などの職員から適切な者を選任することが望ましい。

また、支援コーディネーターは、以下のような連絡調整等の機能を担うこと。

- ・ 対象者の支援
- ・ 市町村への連絡・調整
- ・ 要保護児童対策地域協議会への参加
- ・ 関係機関連絡会の開催
- ・ 産科医療機関等への同行支援

② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者

本事業の対象者が特定妊婦等であることを鑑み、支援に当たっては専門性を活かした支援を必要とすることから、保健師、助産師又は看護師を最低1名配置すること。

③ 母子支援員

生活相談や就労相談を実施するに当たっては、相談内容が多岐に亘るため、専門性を活かした相談対応を求められることから、母子支援員を最低1名配置すること。

上記のほか、公認心理士等や弁護士等を嘱託契約等により配置することも可能であるため、図表3を参考にしつつ、支援ニーズに適切に対応できるよう、体制整備に努めること。

図表 3 支援者の役割

支援コーディネーター (管理者)	人事・労務のマネジメントや施設運営におけるリーダーシップの発揮、支援機能の維持・向上 妊産婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、対象者への支援に関するマネジメントの実施 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の策定 その他、看護師等や母子支援員等と連携した妊産婦等への支援の実施 ※コーディネーターは、実施施設の看護師、保育士、児童指導員、母子支援員、その他の職員等から適切な者を選任すること
---------------------	---

看護師、助産師、保健師	<p>専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実施</p> <p>産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援</p> <p>その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した妊産婦等への支援の実施</p>
母子支援員	<p>支援計画のもとで、妊婦・母子に寄り添いながら主として相談支援（ソーシャルワーク）により、中核となる支援妊産婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施</p> <p>出産後の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就労支援機関への同行支援の実施</p> <p>その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した妊産婦等への支援の実施</p>

図表 4 加算対象の支援体制について

心理療法連携支援	対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理士等を嘱託契約等により配置する
法律相談連携支援	対象者が配偶者からの暴力を訴えている場合や、養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置する
休日・夜間相談対応	事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な対象者に対して、適切に相談支援を行うため、外部委託により相談を受けることも可能とする。その際、必要に応じて、適切な指導や助言等を行える支援コーディネーター（管理者）に繋げる

3. 連携支援

(i) 関係機関と連携した体制構築

出産直前の妊婦から相談があった際に迅速に対応するとともに、同行する事業所の職員と連携して妊婦の心情に配慮した体制を確保するため、近隣の産科医療機関からの協力を得ること。

また、出産後の母子に対する支援を行う場合には、乳児院等との連携を図るなど、乳児の特性や支援上の課題等について、知見を有する者からの助言等が得られる体制を確保すること。

なお、対象者による養育の継続が難しいと判断される場合には、児童相談所と十分に連携・協議した上で、里親や乳児院等での一時保護を行うなど、養育状況に応じて適切に対

応すること。

このほか、産後における母子の生活についてどのような支援が必要か検討する際は、住まいの確保や家事など日常生活上の援助、経済的な援助等が必要となる場合も見込まれるため、市町村（こども家庭センターを含む。）や児童相談所、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の参画を得て検討を行うこと。

その際、代替養育を必要としたり、対象者が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所や民間あっせん機関等と連携し、里親制度等の利用や特別養子縁組に向けた支援を行う。

事業者は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・女性相談支援センター（婦人相談所）・女性自立支援施設・民間シェルター・乳児院・就業支援機関・法テラス・警察等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。

（ii）連携の留意点

居住地外の妊産婦等から相談が来る可能性も大いにあることから、自治体内の連携だけでなく自治体を越えた（別の自治体や団体等との）連携も重要である。

このため、居住地外の妊産婦等から相談があった場合には、相談者が管轄外であることをもって相談支援を取り止めることなく、必要に応じて、居住地の自治体とも連携する等により事業を実施すること。

第3章 妊産婦等生活援助事業の流れ

1. 支援の流れ

本事業を実施するに当たっての支援は以下のような流れが考えられるが、都道府県等において、適切に支援が行えるよう都道府県等や事業者の体制を踏まえた上で、支援の流れを決定すること。

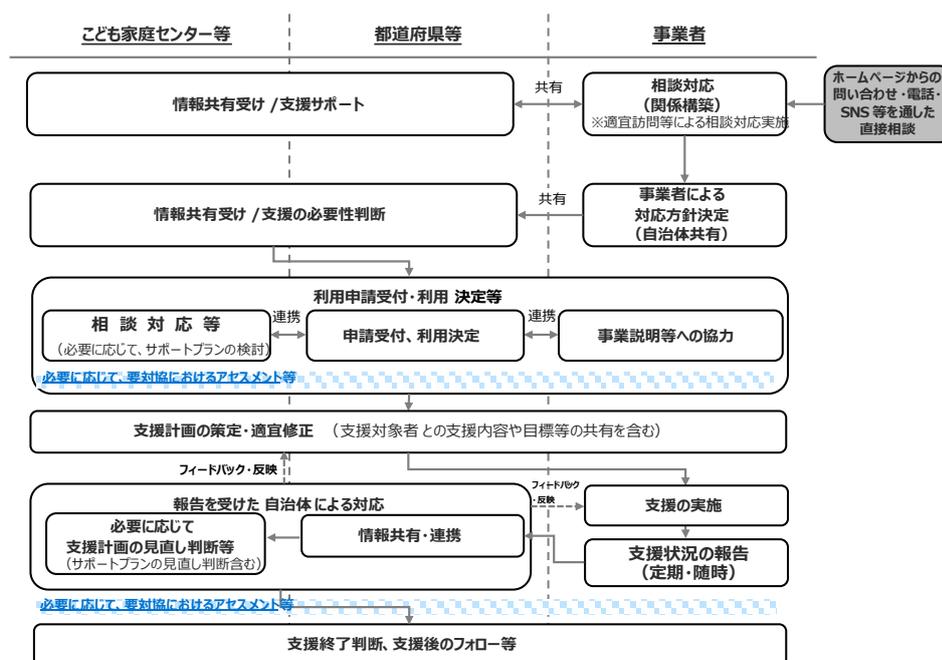
また、本事業の周知にあたっては、関係機関の情報提供から対象者が支援につながる事が想定されるため、都道府県等や事業者において、様々な媒体を介した事業の周知や関係機関等へ強く周知を図り、情報提供や連携が図られる体制作りに努めること。

支援の開始に当たっては、電話やメール SNS 等による相談を通して事業所に直接相談がなされる場合や、他機関で既に支援がなされてから本事業者に繋がる場合等、様々なルートがあり、いずれの場合においても事業者と都道府県等や市町村（こども家庭センターを含む。）等により、一体的に支援を決定していくことが望ましい。

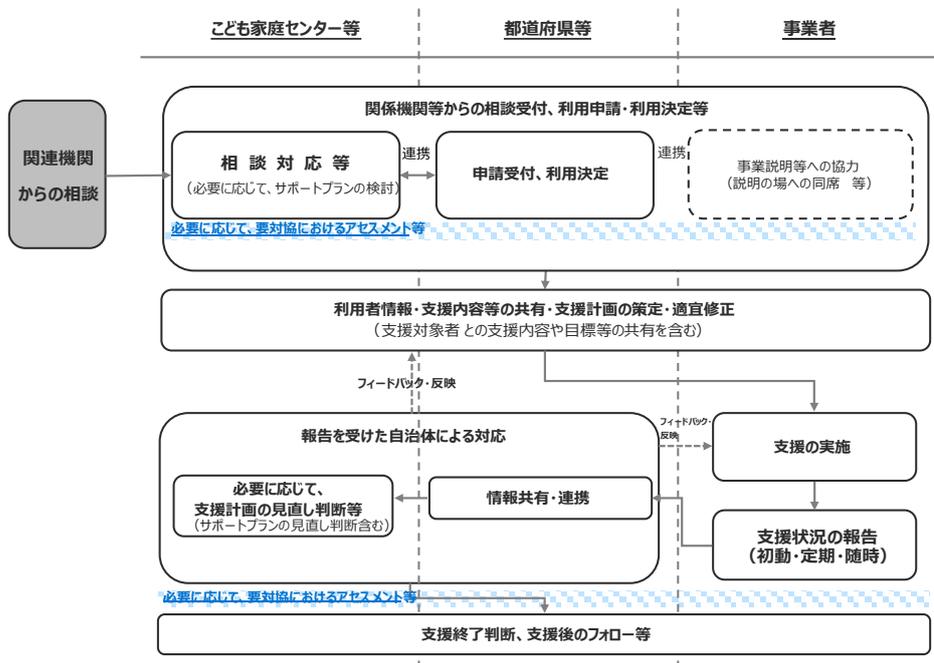
また、本事業による支援終了の際には、都道府県等や事業者、関係機関とのカンファレンス等にて複数の目で判断し、継続又は導入する他の支援やアフターフォローの体制を確認すること。

図表 5 支援の流れ

パターン① 本事業で始めて対象者にコンタクトをする場合



パターン② 他機関で既に支援がなされている場合



※ 緊急な支援を要する場合には、事前に定めた基準を基に事業者が判断し、対応方針を実施主体である都道府県等に事後的に共有することも可能とすること。

なお、原則、都道府県等が必要と認めたものを対象とする以上、緊急時等もスムーズに支援を提供できるよう、あらかじめ都道府県等と事業者の間で対象者の認定についての条件を設定し、事業者が判断できるようにしておくこと。

2. 対象者とのコンタクト

(i) 対象の把握方法

対象者の把握は、相談を希望する人が使いやすいものを用意することにより行うことが望ましい。具体的には、支援窓口や事業所の存在についての周知、インターネット検索からホームページへの誘導、電話相談の受付、SNSの導入、匿名での相談対応などを検討する。併せて、夜間の相談ニーズに対応できる体制を整えることも検討すること。

このほか、地域の関係機関等を通じた把握も行う。母子保健の手続（母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、妊婦訪問、産婦健康診査、産婦訪問、新生児訪問、乳幼児健康診査等）を通じて自治体が把握した場合や、各相談窓口で寄せられた相談により関係機関が把握した場合など、関係機関と連携して取り組む。各相談窓口としては、例えば、妊娠SOSや自治体や支援団体が設置する窓口、児童相談所、医療機関、女性センター・配偶者暴力相

談センター等女性支援関連の窓口、生活保護等自立支援関連の窓口などが考えられる。

また、他の支援機関、行政機関が既に対象者にコンタクトをとっている場合は、第3章(1)の②他機関で既に支援がなされている場合に示す通り、地域の要保護児童対策地域協議会を通じて支援依頼、情報提供がなされることがある。

インターネットの申し込みフォームやSNS経由の相談の場合、相談者からの連絡が、当初は具体的ではない、また詳細が把握できないケースもある。時期や内容によっては緊急対応が必要な可能性もあるものの、妊娠、出産に係る個人的かつ繊細な内容であることから、段階を踏んだ状況把握が必要になる。

対象者の情報は、対象者や周囲からの相談をきっかけとすることもありつつ、保育施設や児童相談所のほか、自立支援を所管する主体等との連携会議から把握できる情報も多いと考えられる。

なお、居場所の特定を避けるべきケースを扱う可能性があることから、事業所の所在地を広く告知できない場合であっても、支援窓口の存在、事業所の存在は周知を行うこと。また、妊娠・出産に係る個人的で繊細な事柄を扱うことから、信頼関係のある機関や担当者からの引継ぎや段階を踏んだコミュニケーションやコンタクトの方法をとることが望ましい。

このほか、対象者が困難な状況にあり自身の状況を把握できない可能性もあることから、対象者が関わりうる幅広い主体からの間接的な情報収集が重要になる。この際、本人の同意なく情報が他の関係機関に情報共有されることのないよう、情報共有に関する同意を得ておくことが必要になる。ただし、同意を得られない場合においても、特定妊婦や支援の緊急性の高い場合には、都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）や要保護児童対策地域協議会などの関係機関の間で情報共有を行うこと。

(ii) 留意事項

第3章(1)の①本事業で初めて対象者にコンタクトをする場合には、最初の段階では、関係性が構築できていない段階で無理に詳細な情報を聞き出そうとすると対象者が相談をやめてしまう可能性があることから、対象者の状況に応じて、妊娠週数、相談内容・不安なこと等を大まかに状況が把握できる項目の聞き取りに留めるなど段階的に取り組むことを検討すること。

(参考) 対象者とのコンタクトの際に確認する事項の例

- 年齢、名前（ニックネーム可）、連絡先（メールアドレス等）
- 住所（都道府県）

- 妊娠しているかどうか（不明、検査状況等）
- （対象者が認識していれば）大まかな妊娠週数
- 相談内容

3. アセスメント

(i) 対象者把握時

対象者を把握した際には、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行うこととし、主に、養育力、親子関係（既に養育しているこどもがいる場合）等に着目した上で、必要な支援などを判断すること。

また、対象者を把握した事業者は、まず相談対応を行い、初期的な支援の必要性の見立てを行った上で、都道府県等に状況等を報告すること。報告後においては、引き続き事業者にて、対象者との関係構築を進めつつ、対象者の状況を把握し、事業者による対応方針を決定した上で都道府県等に再度報告すること。

都道府県等は、その情報を基に本事業の支援対象となるかどうかを判断するとともに、必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）へ情報共有すること。なお、その際には、必要に応じて要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会でのアセスメントを行うことが望ましいことに留意すること。また、支援開始の早期から、本事業の枠組みにとらわれず適切な支援を検討することも必要であり、そのためには他の支援機関等との情報共有・連携は継続的に行うことが求められる。

(ii) 支援計画策定時

支援計画を策定するに当たってのアセスメントは、原則、事業所の支援コーディネーターが中心となって実施すること。また、自機関でのアセスメントの専門性を活かせる社会資源である乳児院や、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実施してきた母子生活支援施設等、知見を有する者からの助言等が得られる体制の確保に努めつつ、アセスメント後に自機関が対応する支援範囲において支援計画を策定（詳細は次項に記載）すること。

事業者は、対象者の希望や意思を軸としつつ、周辺の環境、これまで接点を持ってきた関係機関が把握している状況を基に、適切な支援の方法を検討すること。なお、状況に応じて対象者を把握した事業所の支援コーディネーター以外の担当者等が担うことも差し支えないものとするが、いずれの場合であっても、支援開始に当たっては、支援の方向性、内容について対象者に説明し、同意を得た上で支援の利用申請を促すこと。

このほか、アセスメントに当たっては、本人の意思確認のほか、対象者を把握する窓口となった各種支援機関、医療機関などの複数の関係機関から得た多面的な情報を基に支援の必要性を判断することが望ましい。

4. 支援計画の策定

支援計画の策定に当たっては、生活支援を実施する場合に限らず、対象者の状況により必要があると判断する場合には、支援計画を策定すること。

その際、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、必要に応じて、市町村（こども家庭センターを含む。）や当該地域を管轄する児童相談所、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえ、支援計画を策定すること。

また、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集しアセスメントを行った上で、支援計画には、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め、対象者の現在の生活を支えつつ、将来の生活設計等を考慮した計画を策定することとし、支援目標を立てる際には、対象者がなりたい姿や、どのような人生を送っていくかを考えることが重要であるとともに、こどもを育てる場合も育てない場合も、対象者が安定した生活への見通しを描けるよう支援を進めることが重要である。

支援計画は、事業者が策定し、必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）等の関係機関の意見を踏まえることとするが、対象者の支援に当たっては、市町村の他事業の支援が必要なケースも多く想定されることから、はじめから本事業単独での支援にならないよう、市町村や関係機関と協議の上、計画を策定するプロセスを踏むことが望ましい。また、都道府県等に対しては、定期的にミーティングを実施し支援計画等を報告し、関係者間で状況共有がなされていることが望ましい。

本事業の支援計画の具体的な記載事項については、以下の事項等を参考に、対象者の状況に応じて策定すること。特に、心理所見（発達や障害などの背景がある可能性を踏まえ、自立に向けて本人の特性を理解すること）は重要であるため、心理所見も含めた総合アセスメントを行った上で支援計画を策定していくことが望ましい。

また、産前・産後・自立支援の段階ごとに書式を設けることが望ましい。また、支援計画に基づく支援状況について、対象者の生活状況の変化などに即した計画の見直しを行い、必要に応じて関係機関とも共有する。

上記のほか、対象者の把握方法によって以下の点に留意すること。

① 本事業で初めて対象者にコンタクトをする場合

相談等を通じて対象者をはじめて把握した時は、事業所においてアセスメントを行い、関係機関とも連携を図りながら支援計画を策定すること。

② 他機関で既に支援がなされている場合

他機関からの相談等を経由する等、既に行政とつながりがあり、全体的な支援計画がある場合（市町村（こども家庭センターを含む。）において、サポートプランを作成されている場合等）には、その内容を踏まえ、本事業の支援計画を策定すること。

図表 6 支援計画の記載事項（例）

	項目	具体的な内容
1	対象者の基礎情報	名前、生年月日（年齢）、住所、電話番号 相談者の状態区分（生活保護受給、障害（手帳有無、診断名）、既往歴等） 仕事・収入状況 等 ※ 対象者の家族・親族についても聞き取れる範囲で把握する
2	相談・支援の経緯	相談や支援に至った経緯等
3	対象者の意向	対象者が心配していること、 対象者が希望すること 等
4	アセスメント	心理所見等も含めた総合アセスメント
5	支援上の課題と課題解決のための支援目標	・全体の目標、支援者が気になっていること、一緒に解決を目指すこと 短期的な目標（今すぐ取り組むこと）、 中・長期的な目標（なりたい姿） ※ カテゴリごとに、目標を設定する。 カテゴリ例 ・身体、精神、生活、社会、養育（産後） ・養育、就学、就労 等 ※ 対象者がなりたい姿（どのような人生を送りたいか）から目標を立てる。
6	支援の内容	・取り組むことに対して、支援者ができること 主な利用曜日、時間、頻度 （入所の場合）入所日、入所先施設
7	各関係機関の意見欄	収集した関係機関の意見
8	支援計画の見直しの時期、事後評価	支援計画の見直しの時期
9	その他	その他事業者が必要と認める事項

5. 支援実施

事業者は、本事業の支援計画に基づき、「第1章3. 支援の内容」を実施すること。

6. 支援終了判断及びアフターケア等

支援を終了する場合には、関係機関の意見を踏まえ、決定すること。また、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて、対象者の状況等について、丁寧な情報提供

を図るとともに、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

支援終了後には、事業所によるアフターケアに加え、他の支援機関によるフォローにより対象者を支援する体制を構築していくことが求められる。

なお、事業所及び各支援機関は、本人の意思を軸としつつ、周辺の環境、これまで接点を持ってきた支援機関が把握している状況を基に、支援の要否及び適切な支援の方法を検討する必要があることから、必要な支援が受けられるよう配慮することのほか、支援機関等との接点がなくなることをないよう、継続的な接点の保持方法について検討することとする。

第4章 施設及び設備、衛生管理及び安全対策

1. 施設及び設備

事業を単独で実施する事業所を設けるほか、母子生活支援施設や乳児院などを改修・改築などにより活用すること等が考えられる。また、マンションやアパート等の集合住宅や戸建て住宅のほか、緊急時を中心としてホテルなどに泊ませ支援を行うことも検討すること。

居場所支援・相談支援ともに、日中の対応に加え、夜間も支援に応じることが出来るような支援体制を構築すること。また、夜間に緊急事態が発生した際に連携できる医療機関や、相談対応が発生した場合につなぐことができる母子支援員もしくはそれに準じる相談先を確保すること。

なお、産前か産後かによって生活リズムが異なり、配慮すべき事項や設備等も異なるため、居住する棟や階数を分けるなどについて配慮することが望ましい。

また、プライバシーに対する配慮が必要である一方で、孤独を感じないようにするための配慮や、安全管理の観点で見守りが十分にできるような工夫が必要である。

事業所に備える設備について、実施要綱に以下の通り定めている。

5に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 入居により生活する場を提供する場合、対象者が一般的な生活をするために必要な設備
- (4) その他事業を実施するために必要な設備

事業所及び事業所面積に関しては、定員数に合わせ十分な広さを確保すること。また、活動の拠点としての機能を備えた専用スペースとは別に、体調が悪い時等に静養できる場を確保することが望ましい。

また、一般的な生活をするために必要な設備とは、台所、食事をとるための設備のほか、洗面室、浴室・シャワー室、便所などを指す。これらの設備は、衛生やプライバシーへの配慮、自立支援の観点から、個別に用意できることが望ましい。

また、安全管理や見守りの観点から、完全に独立した住宅の形式ではなく、一部共用部を設けた事業所の強みを生かし、利用者と職員の関係構築を促す取組も考えられ、当事者同士の交流やピアグループカウンセリング等の目的でリビング等を共有するグループホーム形式の運営も差し支えない。

対象者の安全を守るため、支援者の目が届く出入口（対象者の居室に直接外部の人がアク

セスできないような配慮) や、不審者対策としてのセキュリティカメラ、センサー等の設備を配備することが望ましい。居場所の特定が対象者の不利益につながる可能性があるため、滞在する施設の所在情報の扱いには注意が必要であること。

2. 衛生管理及び安全対策

衛生管理に当たっては、以下の点に留意すること。

- ✓ 手洗いやうがいを励行するなど、日常の衛生管理に努める。また、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行い、適切に使用する。
- ✓ 施設設備や食事の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。
- ✓ 感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める。感染症の発生や疑いがある場合には、必要に応じて都道府県等、保健所等に連絡し、必要な措置を講じて二次感染を防ぐ。
- ✓ 感染症や食中毒等の発生時の対応については、都道府県等や保健所等との連携のもと、あらかじめ対応方針を定めておくとともに、対象者と共有しておく。
- ✓ 上記に留意するほか、他の法令等も遵守し衛生管理に努める。

安全対策に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 日常

- ✓ 日常生活の中で起きる事故やケガを防止するために、室内及び屋外の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修等を行う。
- ✓ 事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、職員等の間で共有する。
- ✓ 事故やケガが発生した場合には、速やかに適切な処置を行うとともに、運営主体及び都道府県等に報告する。
- ✓ 事業者は、安全教育を行うとともに、発生した事故事例や事故につながりそうな事例の情報を収集し、分析するなどして事故防止に努める。
- ✓ 事業者は、必ず損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。また、傷害保険等に加入することも必要である。

イ 防災

- ✓ 事業者は、都道府県等との連携のもとに災害等の発生に備えて具体的な計画及びマニュアルを作成し、必要な施設設備を設けるとともに、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図る。

- ✓ 災害等が発生した場合には、対象者の安全確保を最優先にし、災害等の状況に応じた適切な対応をとる。
- ✓ 災害等が発生した際の対応については、その対応の仕方を事前に定めておくとともに、緊急時の連絡体制を整備する。

第5章 職場倫理及び事業内容の向上

1. 職場倫理と法令遵守

本事業には、社会的信頼を得て支援に取り組むことが求められる。また、支援にあたる職員等の言動は妊産婦等に大きな影響を与えるため、職員等は、事業を進める上での倫理を自覚して、生活援助等の内容の向上に努めなければならない。

さらに、事業者は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての職員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組むことが求められる。

- ✓ 妊産婦等やこどもの人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。
- ✓ 妊産婦等が意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会を確保する。
- ✓ 妊産婦等の意見が尊重され、その最善の利益を優先して考慮する。
- ✓ 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為を禁止する。
- ✓ 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。
- ✓ 守秘義務を遵守する。
- ✓ 関係法令に基づき個人情報適切に取り扱い、プライバシーを保護する。
- ✓ 対象者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。
- ✓ 支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。
- ✓ 事業の社会的責任や公共性を自覚する。

2. 要望及び苦情への対応

妊産婦等からの要望及び苦情への対応として以下の内容を実施すること。

- ✓ 要望や苦情を受け付ける窓口を確保し、周知する。なお、必ずしも窓口を新規で設置する必要はないが、連絡を受けられる体制を構築しておくこと
- ✓ 苦情対応については、都道府県等と事業者が連携して、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置に努め、解決に向けた手順の整理等を行い、その仕組みについて対象者等にあらかじめ周知する。
- ✓ 妊産婦等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。
- ✓ 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かす。

3. 事業内容向上への取り組み

ア 研修等

事業者の理念や目的、目標を明確化し、職員に伝えていくことが重要である。このため、常に「対象者にとって最善となるサポートの在り方」や「事業の目的」を職員全体

で共有し、共通認識のもと支援にあたる必要がある。

また、本事業の実施に当たる支援者の役割は第3章第3項「支援者の要件」に示す通りであり、支援員等は、妊産婦等の声を傾聴し、妊産婦等の心身のケアやサポート及び保育や自立支援に関する基礎知識を持ちながら、真に妊産婦等に必要な支援を届けるよう努めるとともに、会議の開催や記録の作成等を通じた情報交換や情報共有を図り、相互に協力して自己研鑽に励み、OJTや日々の振り返り、ケアワークの専門的知見を持つ職員からのスーパーバイズ、研修等により事業内容の向上に努めること。

事業者は、支援員等の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが望ましい。その際、研修の手法として、座学、演習（グループワーク、ロールプレイ）等を組み合わせることで、実践的な理解が進むことが考えられる。

このため、新任の職員には、図表7の研修内容例を参考に、基本的な事項の研修を行うことが望ましいが、研修の実施は事業を受託した事業者が独自に行うもの、自治体が独自に行うもののほか、各種団体が行う本支援に関係する資格者（看護師、保健師、助産師、母子支援員等）向けの研修で代替することも可能とする。

図表7に示した研修のほか、ノウハウや豊富な事例知識を持つ外部講師によって実際の事例を基にした定期的なスーパーバイズを受けることも有効である。

また、図表8を参考に、組織としての取り組みとして適切なコミュニケーションの機会を設定し、職員相互の共通認識を図ることが望ましい。

図表 7 研修の内容例

#	項目	習得スキルの概要
1	ビジョン、ミッション、課題意識の共有	・理念、目的、目標、大切にしている視点等の共通理解
2	妊産婦等のヘルスケア	・産前・産後のヘルスケア、メンタルケア
3	妊産婦等の支援	・妊産婦等の置かれた背景についての理解（貧困、虐待、障害、DV等） ・妊産婦等との関わりの基礎 ・各種リスクアセスメントの理解
4	乳幼児期の発育・発達・心理および親子関係支援	・新生児、乳幼児の健康、育児 ・乳幼児の発達段階ごとの心身ニーズの理解 ・乳幼児とのコミュニケーション、愛着形成 ・親子関係のアセスメントの知識 ・親子の関係づくりや乳幼児の健康的な成長・発達を促すための知識 ・乳幼児が安心できる環境の整備（物理的な生活環境の整備、心理的に安心して過ごせる関係性づくり等）
5	家庭を支える支援・地域の関連機関連携	・地域子ども・子育て支援事業等の地域資源に関する理解 ・地域の関連機関との連携体制の全体像の理解や担当者とのネットワーク構築
6	自立支援	・学業支援、就労支援、資格取得支援等への理解
7	社会的養育	社会的養育（里親等・社会的養護関係施設）、養子縁組等への理解
8	安全管理	・事故・ケガ発生時の対応、救急救命 ・安心安全な食事の提供 ・緊急時の対応の理解 等
9	支援の計画	・支援計画の策定と実施

図表 8 組織的な取組例

項目	頻度	概要
定例ミーティング	週 1 ～ 月次	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振り返りと予定の確認 ・ 重要事項の検討、決定 ・ 妊産婦等の様子や変化等の共有
事例検討の場	適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体事例に関して、情報共有、支援の検討 ・ 必要に応じ、関係機関等も含める
緊急対応ロールプレイング	四半期 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 万が一の事態に備え、正確な知識の理解対応への準備を目的として一定頻度でその内容を確認
関係構築の場	半年等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設全体での円滑なコミュニケーションを図るうえでの関係構築
個別面談	半年等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職と支援員等の個別面談 ・ 思いや考えを聞く機会 ・ 力を発揮でき、働きやすい環境づくり
支援計画の見直し	見直し 時期に あわせ て	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な評価を基に、目標の評価、再検討を行う

イ 運営内容の評価と改善

事業者は、その運営について自己評価を行い、その結果を公表するように努めること。
また、評価を行う際には、対象者の意見を取り入れて行うことが望ましい。評価の結果については、職員間で共有し、改善の方向性を検討して事業内容の向上に活かすこと。

第6章 届出等

国及び都道府県以外の者は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、妊産婦等生活援助事業を行うこと。

また、届け出した事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

加えて、妊産婦等生活援助事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

なお、本届出を行うことにより、社会福祉法（昭和26年法律第45号）上の都道府県知事への事業開始の届出については、適用除外となり不要となる。（社会福祉法第74条）

〈開始時に必要な届出事項〉

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 3 定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地
- 7 事業開始の予定年月日

※ 届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に提出しなければならない。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

※ 届出上において運営規定は不要であるが、事業運営に当たっては運営規定を定めること。運営規程において利用料金等の利用者負担に関する記載が必要となるが、原則利用者負担が発生しないような形式とすること。万が一、利用者負担が発生する際にもその負担により支援者が支援を拒否するようなケースが生じないように留意すること。

〈廃止・休止時に必要な届出事項〉

- 1 廃止又は休止しようとする年月日
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 現に便宜を受けている者に対する措置
- 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

その他、入居機能を持つ施設運営の実施に当たっては、食事の提供等も行う場合は以下の届出も必要となる。なお、各事業所の事業内容によって異なる部分もあるため事業所ごとに必要事項を確認のうえ準備する必要がある。

図表 9 届出・手続が必要な事項

#	項目	関係法令	届出・手続き ・問合せ先	備考
1	給食施設設置届	食品衛生法	保健所	食事の提供を実施する場合 必要となる
2	食品衛生責任者	食品衛生法	保健所	食事の提供を実施する場合 必要となる
3	事業系一般廃棄物 処理に関する 届	廃棄物処理法	市役所	届出が必要となる基準は自 治体ごとで異なるため、事 前確認が必要
4	防火管理者	消防法	消防署	防火管理者を定め、消防計 画の作成、防火管理上必要 な業務を行う